

令和7年度 教育用訪問看護ステーション運営事業 事業者募集のご案内

▶ 教育用訪問看護ステーションとは？

訪問看護STの看護職員の資質向上を図るために、職員育成のノウハウがある訪問看護ステーションを「教育用訪問看護ステーション」と位置づけます。近隣地域の訪問看護ステーションの職員に対して地域における関係者との連携・ノウハウ伝授や同行訪問による実践的な研修を行うことにより、地域のネットワークを構築する業務を行います。

- ① 研修会の実施
- ② 同行訪問の実施

委託内容は
2つ！



▶ 何のため？

高齢化に伴う訪問看護のニーズの高まりにより、訪問看護ST数は増加していますが、訪問看護STの看護職員の技術力向上や地域関係者との連携が課題となっております。地域で研修会を行うことで技術力の向上を図るとともに、地域のネットワークを構築することを目的として、教育用訪問看護ステーションの運営事業を行います。

企画提案（プロポーザル）の募集について

【募集期間】

4月23日（水）から5月16日（金）まで

【委託期間】

契約締結の日から令和8年3月31日まで

【募集する訪問看護ステーションの数】

予算の範囲内で採択可能な数

【委託金額の上限額】

1ステーションあたり2,500,000円（税込） ※研修の規模や回数に応じて少額の提案でも可

【応募資格】 以下の①～③に当てはまる者。

- ① 介護保険法の指定を受けた者であること。
 - ② 教育用訪問看護ステーションは、千葉県内に所在すること。
 - ③ 研修の指導者として、訪問看護認定看護師、在宅ケア認定看護師、地域看護専門看護師若しくは在宅看護専門看護師、又はこれら認定看護師等と同等以上の能力が認められる者がいること。
- ※同等以上の能力が認められる者とは、訪問看護ステーション外の活動として研修講師等の実績がある者等とする。

少しでも興味を持たれた方、千葉県の訪問看護をより良くするためにご協力いただける方がいらっしゃいましたら、ぜひ当該事業へのご参加をご検討ください。
皆さまの応募をお待ちしております。

千葉県

詳しくはこちら▶

